



平成 26 年 2 月 14 日

各 位



会 社 名 株式会社リンクアンドモチベーション  
代表者名 代表取締役会長 小笹 芳央  
(コード番号 2170 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役グループデザイン本部担当 大野 俊一  
(TEL. 03 - 3538 - 9517 )

## 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 14 日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用および定款の一部変更（発行可能株式総数の変更、単元株式数規定の新設）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、同取締役会において、平成 26 年 3 月 15 日（土）開催予定の第 14 回定時株主総会に、定款の一部変更（単元未満株式に関する権利規定の新設）を付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度採用の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式の分割を実施するとともに、100 株を 1 単元株とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありませんが、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条に定める「望ましい投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）」を下回る可能性があります。当社といたしましては、引き続き業績の向上、業容の拡大に取り組み、企業価値を上げ、「望ましいとされる投資単位の水準」への移行及びその維持に努力して参ります。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 26 年 3 月 31 日（月曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式 1 株につき 100 株の割合をもって分割する。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	1,079,680 株
今回の分割により増加する株式数	106,888,320 株
株式分割後の当社発行済株式総数	107,968,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	400,000,000 株

(3) 日程

基準日設定公告日	平成 26 年 3 月 14 日 (金)
基準日	平成 26 年 3 月 31 日 (月)
効力発生日	平成 26 年 4 月 1 日 (火)

3. 単元株制度の採用

上記 2. の株式分割の効力発生を条件として、株式分割の効力発生日である平成 26 年 4 月 1 日 (火) をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

※ 上記の単元株制度の採用に伴い、平成 26 年 3 月 27 日 (木) をもって、取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更について

(1) 発行可能株式総数の変更及び単元株式数の新設

上記 2. の株式分割及び 3. の単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項および会社法第 191 条の規定に基づき、平成 26 年 2 月 14 日 (金) 開催の取締役会決議により、平成 26 年 4 月 1 日 (火) 付をもって、当社定款の一部を変更します。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000,000 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>400,000,000 株</u> とする。
(新設)  第 7 条～第 43 条 (条文省略)	(単元株式数) 第 6 条の 2 <u>当社の単元株数は、100 株と</u> <u>する。</u>  第 7 条～第 43 条 (条文省略)
(新設)	附則 <u>第 6 条 (発行可能株式総数) の変更及び第 6</u> <u>条の 2 (単元株式数) 新設の効力発生日は、</u> <u>平成 26 年 4 月 1 日とする。なお、本附則は</u> <u>平成 26 年 4 月 1 日をもってこれを削除する</u> <u>ものとする。</u>

(2) 単元未満株式に関する権利の新設

上記 3. の単元株制度の採用に伴い、単元未満株式の保有する株主の権利を明確化するため、平成 26 年 2 月 14 日 (金) 開催の取締役会により、本年 3 月 15 日 (土) 開催予定の第 14 回定時株主総会に、第 6 条の 3 の新設を付議することを決定いたしました。なお、この定款変更の効力発生日は、本定時株主総会において本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成 26 年 4 月 1 日 (火) となります。

変更の内容は次のとおりであります

(下線は変更部分)

現行定款	変更後定款
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,000,000株</u>とする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第7条～第43条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>400,000,000株</u>とする。 (単元株式数) 第6条の2 <u>当社の単元株数は、100株とする。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第6条の3 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li><li>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li><li>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li></ol> <p><u>第7条～第43条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p>第1条 <u>第6条乃至第6条の3の変更の効力発生日は、平成26年4月1日とする。本附則は平成26年4月1日をもってこれを削除するものとする。</u></p>

以 上